

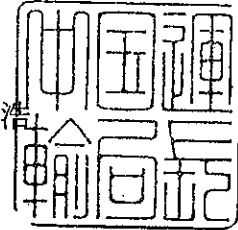
公 示

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月30日中国運輸局公示第50号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので公示する。

令和5年9月29日

中国運輸局長 益田 浩



一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（中国運輸局公示）新旧対照表

新				旧			
制定	平成28年11月30日	中国運輸局公示第50号		制定	平成28年11月30日	中国運輸局公示第50号	
改正	平成29年1月31日	中国運輸局公示第72号		改正	平成29年1月31日	中国運輸局公示第72号	
改正	平成29年3月17日	中国運輸局公示第95号		改正	平成29年3月17日	中国運輸局公示第95号	
改正	平成30年4月18日	中国運輸局公示第4号		改正	平成30年4月18日	中国運輸局公示第4号	
改正	令和2年11月26日	中国運輸局公示第50号		改正	令和2年11月26日	中国運輸局公示第50号	
改正	令和3年5月31日	中国運輸局公示第14号		改正	令和3年5月31日	中国運輸局公示第14号	
改正	令和5年9月29日	中国運輸局公示第52号					
公 示				公 示			
一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について				一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について			
一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を別紙のとおり定めたので公示する。				一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を別紙のとおり定めたので公示する。			
平成28年11月30日				平成28年11月30日			
中国運輸局長 鵜沢 哲也				中国運輸局長 鵜沢 哲也			

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

(略)

1. 通則

(1)～(6) (略)

(7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者又は特定自動運行保安員(以下「運転者等」という。))のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)及び(6)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

①・② (略)

(8)～(12) (略)

(13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第6項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(12)①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(14)・(15) (略)

2～3 (略)

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

(略)

1. 通則

(1)～(6) (略)

(7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者)のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)及び(6)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

①・② (略)

(8)～(12) (略)

(13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(12)①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(14)・(15) (略)

2～3 (略)

4. 事業の停止処分

(1) (略)

① (略)

② (略)

イ～ハ (略)

二 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合

ホ～リ (略)

(2)～(10) (略)

5・6 (略)

附則 (略)

附 則 (令和5年9月29日 中国運輸局公示第52号)

1. この基準は、令和5年10月1日から施行する。

2. 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあっては、改正後の運輸規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

別添1 (6. (2) 関係)

一般乗合旅客自動車運送事業の法令違反に対する処分基準の解釈及び運用について

1・2 (略)

3. 処分基準3. 自動車等の使用停止処分関係

(1) (略)

(2) 処分基準1. (15) を適用して処分基準3. の自動車等の使用停止処分を

4. 事業の停止処分

(1) (略)

① (略)

② (略)

イ～ハ (略)

二 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ～リ (略)

(2)～(10) (略)

5・6 (略)

附則 (略)

(新設)

別添1 (6. (2) 関係)

一般乗合旅客自動車運送事業の法令違反に対する処分基準の解釈及び運用について

1・2 (略)

3. 処分基準3. 自動車等の使用停止処分関係

(1) (略)

(2) 処分基準1. (15) を適用して処分基準3. の自動車等の使用停止処分を

<p>行う場合は、事前に本省<u>物流・自動車局</u>安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。</p> <p>4. 処分基準4. 事業の停止処分関係</p> <p>(1) 処分基準4.(1)の事業の停止処分を行う場合には、事前に本省<u>物流・自動車局</u>安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>5. 処分基準5. 許可の取消処分関係</p> <p>(1) 処分基準5.(1)又は5.(2)の許可の取消処分を行う場合には、事前に本省<u>物流・自動車局</u>安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>【別添】 (略)</p> <p>別添2(6.(3)関係) (略)</p>	<p>行う場合は、事前に本省<u>自動車局</u>安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。</p> <p>4. 処分基準4. 事業の停止処分関係</p> <p>(1) 処分基準4.(1)の事業の停止処分を行う場合には、事前に本省<u>自動車局</u>安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>5. 処分基準5. 許可の取消処分関係</p> <p>(1) 処分基準5.(1)又は5.(2)の許可の取消処分を行う場合には、事前に本省<u>自動車局</u>安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>【別添】 (略)</p> <p>別添2(6.(3)関係) (略)</p>
---	--

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	基準日車等		適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第15条の2第1項	特定自動運行保安員の選任数に関する義務違反	警告	10日車	(新設)			
運輸規則第15条の2第2項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車	(新設)			
運輸規則第15条の2第3項	特定自動運行旅客運送のための体制の整備違反	10日車	20日車	(新設)			
運輸規則第15条の2第4項	特定自動運行旅客運送の事故の場合の旅客及び死傷者に対する措置義務違反 1 旅客に対する措置義務違反 2 死傷者の措置義務違反	警告 60日車	10日車 120日車	(新設)			
運輸規則第15条の2第6項	特定自動運行旅客運送の早発等の禁止違反	勧告	警告	(新設)			
運輸規則第15条の2第9項	特定自動運行旅客運送の警音器吹鳴義務違反	警告	10日車	(新設)			
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号、以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車	10日車 20日車	運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号、以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車	10日車 20日車
	(注1) 4週間で平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 (注2) 処分基準4.(1)②ハに該当するものを除く。				(注1) 4週間で平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 (注2) 処分基準4.(1)②ハに該当するものを除く。		
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び運行の業務	100日車	200日車	運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	警告 20日車 40日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による乗務 4 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。				(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。		
運輸規則第21条第7項	乗務員等の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車	運輸規則第21条第7項	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第25条第1項、第4項	業務の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 10日車 30日車 警告 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車	運輸規則第25条第1項、第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 10日車 30日車 警告 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 10日車 120日車 10日車 60日車

新				旧			
適用条項	違反行為事項	基準日車等		適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務員に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 10日車 10日車 30日車 60日車	10日車 20日車 60日車 120日車	運輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務員に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 10日車 10日車 30日車 60日車	10日車 20日車 60日車 120日車
運輸規則第27条第1項	運行基準図の作成、運転者等への指導義務違反 1 作成 ①一部作成なし ②全て作成なし 2 営業所への備付け 3 記載事項の不備 4 運転者等への指導 ①一部未実施 ②大部分未実施	警告 10日車 警告 警告	10日車 20日車 10日車 10日車	運輸規則第27条第1項	運行基準図の作成、運転者等への指導義務違反 1 作成 ①一部作成なし ②全て作成なし 2 営業所への備付け 3 記載事項の不備 4 運転者等への指導 ①一部未実施 ②大部分未実施	警告 10日車 警告 警告	10日車 20日車 10日車 10日車
運輸規則第27条第2項	運行表の作成、運転者等の携行義務違反 1 作成 ①一部作成なし ②全て作成なし 2 運行表の携行 ①一部携行なし ②全て携行なし 3 記載事項の不備	警告 10日車	10日車 20日車	運輸規則第27条第2項	運行表の作成、運転者の携行義務違反 1 作成 ①一部作成なし ②全て作成なし 2 運行表の携行 ①一部携行なし ②全て携行なし 3 記載事項の不備	警告 10日車	10日車 20日車
運輸規則第37条第1項	乗務員等台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車	運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車
運輸規則第37条第2項、第5項	乗務員等台帳の保存義務違反	警告	10日車	運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第3項	特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反  特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ①一部記録なし又は記録の一部保存なし ②全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告  警告 40日車 警告 60日車	10日車  10日車 80日車 10日車 120日車	(新設)  (新設)			
運輸規則第38条第4項	車掌に対する指導監督義務違反	警告	10日車	運輸規則第38条第3項	車掌に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第5項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告	運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告
運輸規則第38条第6項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第6項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車	運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第41条	乗務員等服務規律制定義務違反	警告	10日車	運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の事業者名等表示義務違反	警告	10日車	運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等揭示義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第2項	物品の持込制限及び禁止行為に関する事項の表示義務違反	勧告	警告	運輸規則第42条第2項	物品の持込制限及び禁止行為に関する事項の揭示義務違反	勧告	警告
運輸規則第42条第3項	禁煙表示義務違反	勧告	警告	運輸規則第42条第3項	禁煙表示の揭示義務違反	勧告	警告
運輸規則第42条第4項	停留所又は乗降地点の名称の表示義務違反	勧告	警告	運輸規則第42条第4項	停留所又は乗降地点の名称の揭示義務違反	勧告	警告
運輸規則第45条	点検整備関係義務違反			運輸規則第45条	点検整備関係義務違反		

新				旧			
適用条項	違反行為事項	基準日車等		適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
(道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40条から第43条まで、第47条)	整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの及び4を除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの(注)	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数	(道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40条から第43条まで、第47条)	整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
	(注) ・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていたことの証明があった場合を除く。 ・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。						
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 運行管理者の講習受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車	運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	20日車 10日車	40日車 20日車